

# 居宅介護（支援）住宅改修費受領委任払い契約書

菊池市（以下「委託者」という。）と住宅改修施行業者\_\_\_\_\_（以下「受託者」という。）との間に、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第5項及び第57条第5項」並びに「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」（平成11年3月厚生省告示第95号。以下「住宅改修」という。）及び「居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額」（平成12年2月厚生省告示第35号。以下「基準額告示」という。）に基づき委託者が行う居宅介護（支援）住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の受領委任払いについて以下のとおり契約する。

## （目的）

第1条 この契約は、委託者が行う介護保険の被保険者について、住宅改修費支給申請事務に係る被保険者の便宜を図るとともに、被保険者の自己負担費用の一時的軽減と生活の安定に寄与することを目的とする。

## （対象者）

第2条 受領委任の対象者は、委託者が行う介護保険の要介護被保険者等であり、菊池市介護保険償還払給付の受領委任の実施に関する要綱第3条第1号、第2号及び第3号に該当する者とする。

## （手続）

第3条 受領委任により、住宅改修をする要介護被保険者等は、その実施についてあらかじめ、指定居宅介護支援事業者を通じて、委託者と事前協議を行わなければならない。

- 2 要介護被保険者等は、受領委任により利用者負担額の支払に代えようとするときは、受領委任払い用介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書により、受託者に申し出なければならない。
- 3 要介護被保険者等から受領委任の申し出を受けた受託者が、その申し出に同意したときは、前項の支給申請書に必要事項を記入し、押印のうえ、これを要介護被保険者等に交付するものとする。
- 4 前項の支給申請書を受理した要介護被保険者等は、これに領収書及び改修後の状態が確認できる書類などを添付して甲に提出するものとする。なお、必要に応じ所有者の同意書も併せて添付するものとする。

## （支給決定）

第4条 委託者は、前項の申請があったときは、速やかに支給の可否を決定し、この内容を要介護被保険者等及び受託者に通知するとともに、支給を決定した場合には、住宅改修費を申請書で指定する事業者の預金口座に振り込むものとする。

## （義務）

第5条 受託者は要介護被保険者等への住宅改修の実施に関し、要介護被保険者等の依頼する指定居宅介護支援事業者と連絡調整を行わなければならない。

2 受託者は、要介護被保険者等への住宅改修の実施にあたっては、他の利用者との公平性・公正性を確保しなければならない。

(不正受給)

第6条 委託者は、受領委任の方法によって不正に住宅改修費を受給したことを確認したときは、その費用の全部又は一部を受託者から返還させるものとする。

(契約の解除)

第7条 受託者がこの契約内容に違反した場合又はその他の介護保険法に違反した場合は、委託者は契約を解除することができる。

(契約期間)

第8条 この契約書の契約期間は、契約日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに書面による別段の意思表示が無いときは、本契約は引き続き同一条件をもって一年間自動的に継続されるものとし、以後も同様とする。

(変更届の提出)

第9条 受託者は、住所又は代表者氏名等が変更になった場合は、委託者に変更届を提出するものとする。

(疑義の解明)

第10条 この契約書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。

この契約書を証するため、本通2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 熊本県菊池市隈府888番地  
菊池市  
菊池市長

印

受託者 住所  
事業者名  
代表者氏名

印